

(別添)

平成 24 年 6 月 29 日 金曜日 官 報

(号外第 142 号)

12

○原生弱微省令第九十七号

出入人国管理及び難民認定法及び日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入人国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、出入人国管理及び難民認定法及び日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入人国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のようて定める。

厚生労働大臣 小宮山祥子

(健康保険法施行規則の一部改正)

**第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のよう に改正する。**  
**第一百四十四条第一項中「外国人たる」を「出入人官管理及み難民認定法(昭和十六年政令第二百十九**

第十九条の二第一項に掲げる者と「外国人登録証明書」を旅券その他の身分を記する書類に改める。

## 第一條 聲明安定法施行規則（昭和）

第十八条第三項第一号ハ中「外国人であつては、外国人登録証明書。以下同じ。」の等しを除く。

等) (出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百三十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者)にあつては住民票の写し(国籍等(住民基本台帳法(昭和四十一年法律第八十一号)第十二条の四十五に規定する国籍等を除く。以下この項において同じ。)及び在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の第一項に規定する在留資格を除く。)を記載したものに限る。)とし、日本国籍の平和条約に基づき日本国籍を喪失した者の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一条)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限る。)とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。」に改める。

(叢書士法施行規則の一部改正)

**第三条** 栄養士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第1号)の一部を次のよつに改正する。

第一条第三項第一「中「戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本文又は」に改め、「種類」の下に「出入國管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百三十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入國管理に関する特例法(平成三年法律第二十七号)」に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「出入國管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し」第四項第一号において同じく「に改め、同条第四項第一「戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本文又は」に改め、「又は外国人登録証明書の写し」を削る。」





**[第三条第一項]**「項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第一項において同じ。）及び同項の申請の事由を記する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三名号に掲げる者については旅券その他の身分を記する書類の写し及び前項の申請の事由を記する書類とする。」に改める。

**[第五条第一項中「若しくは」を「又は」に「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を記する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三名号に掲げる者については旅券その他の身分を記する書類の写し及び前項の申請の事由を記する書類とする。」に改める。**

**[第六条第一項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を削除する。】**

**[未遂復讐法施行規則の一部改正]**

**[第十一条 案道整復師法施行規則（平成二年厚生省令第10号）の一部を次のように改正する。**

「第一条の三第二項第一項中「掲げる事項」の下に「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成二年法律第七十一条）に定める特別永住者（以下「特別永住者」といって同じ。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の身分を記する書類を加え、「以下」を「第六条第一項において同じ」と「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「出入国管理及び難民認定法第十九条の三名号に掲げる者については、旅券その他の身分を記する書類の写し」として改める。

「第三条第一項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を加え、「以下」を「第六条第一項において同じ」と「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「出入国管理及び難民認定法第十九条の三名号に掲げる者については、旅券その他の身分を記する書類の写し」として改める。

「第六条第一項において同じ。」に改める。

**[第三条第一項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し及び同項の申請の事由を記する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を加え、「以下」を「第六条第一項において同じ。」に改める。】**

**[第二十一条 中国残留邦人等の円滑な帰國の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第63号）の一部を次のように改正する。**

**[第十二条第一項第一号中「又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「日本の国籍を有しない者については、住民票の写し（住民票格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）においては、住民票の写し）を記載したものに限る。）」に改める。**

**[原子炉被爆者に対する援助に関する法律施行規則の一部改正]**

**[第二十四条 原子炉被爆者に対する援助に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第22号）の一部を次のように改正する。**

「第一條第一項中「若しくは住民票」を「又は住民票」と改め「事項」の下に「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成二年法律第七十一条）に定める特別永住者においては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「第三条第一項において同じ」（出入国管理及び難民認定法第十九条の三名号に掲げる者については、旅券その他の身分を記する書類の写し）。第三条第一項において同じ。」に改め。

「第三条第一項中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「住民基本台帳法（昭和四十一年法律第八十一号）第七条第五項に掲げる事項を記載したものに限る。」又は「外国人登録証明書の写し」を削除する。

「第三条第一項中「外国人登録証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改め。

**[難民認定法施行規則の一部改正]**

**[第十五条 美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）の一部を次のように改正する。**

「第一條第一項第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」と改め「事項」の下に「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成二年法律第七十一条）に定める特別永住者においては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「第三条第一項において同じ」（出入国管理及び難民認定法第十九条の三名号に掲げる者においては、旅券その他の身分を記する書類の写し）。第三条第一項において同じ。」に改める。

平成24年6月29日 金曜日

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

16

新規保険第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届、新規保険第七条第一項の雇用保険被保険者資格喪失届、新規保険第十四条第一項の雇用保険被保険者氏名変更届、新規保険第二百四十六条第一項第一号の雇用保険被保険者資格取得届、アスク等提出用総括票及び同項第一号の雇用保険被保険者資格喪失届、アスク等提出用総括票は、当分の間、なお旧規保険の相当様式によることができる。

○ 薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（販売従事登録の申請）

第一百五十九条の七 （略）

2 （略）

一 （略）

二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。））

第一百五十九条の七 （略）

2 （略）

一 （略）

二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条の二第二項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書）

三 （略）

四 （略）

3 （略）

三 （略）

四 （略）

3 （略）